

## 平成30年度社会福祉法人陽だまりの家事業計画案

## 1. 法人基本方針

昭和27年の保育園開設から、平成28年に社会福祉法人陽だまりの家へ移管され平成30年で67年目を迎えます。

昨今では社会福祉法人のあり方そのものの存在や役割が問われています。そのため、社会福祉法人陽だまりの家では、これまで以上に社会福祉法人として地域の福祉ニーズに対して、先駆的、実験的に取り組んでいきます。また、地域社会の中で生活していくために必要なサービスを十分に受けることができないままにいる人が無いう、関係者との連携の中で問題を発見し、対応していくことにも努めます。

長期的な保育事業運営を考えると少子高齢社会が進むにつれて、保育園の需要は減少が見込めますが、社会福祉法人陽だまりの家がもつ法人としての魅力、ブランド力を高めることで「選ばれる」保育園運営に尽力いたします。

また、同時にこれまでの旧体制からの脱却にも力を注ぎ、新たな事業を多角的に展開していきます。

## 2. 法人事業計画の具体化

### (1) 名古屋市内の事業展開

平成28年度は認定こども園花園保育園を中心に名東区一社に法人本部を構え、平成29年度には東京本部も新たに開設しました。法人本部を保育園とは別に置くことで、法人内の資金の流れをより明朗にすることができました。

また、これまで社会福祉法人陽だまりの家に移管されるまでは、新たな事業を展開しておりませんでした。社会福祉法人の設立に伴い、平成28年度には、小規模保育事業所かるがもハウス（平成28年10月1日開所）の1施設。平成29年度には、なないろkids八前保育園（平成29年4月1日所）、認定こども園はなぞの分園（平成30年4月1日開所）、小規模保育事業所かるがもハウス浅草橋（平成30年4月1日開所）、小規模保育事業所かるがもハウス神丘（平成30年4月1日開所）、の4施設を設立しました。

新たな4施設の内3施設は全て名東区内に設置をし、待機児童対策として東京都台東区に1施設を設置しました。今後は名東区外にも積極的に新たな施設を展開して参ります。市立保育園の民営化事業でも積極的に公募申請を進めます。

### (2) 名古屋市外の事業展開

市立保育園の民営化事業では名古屋市だけではなく近隣自治体のものにも公募申請を進めます。また、平成30年度は更に働く女性が多く、待機児童数が最も多い東京都への更なる進出も検討しています。社会福祉法人として地域ニーズを汲み取り、困っている方を助けるために何ができるかを検討した結果です。東京都に保育園を設立するだけでなく、東京本部を中心に、こちらでも資金の流れをクリアにしていきます。

### (3) 職員の勤務形態について

保育士の離職率が問題になっている今、社会福祉法人陽だまりの家では前年度の離職率は配偶者の転勤に伴う離職者を除き0%でした。この結果は、法人内の職員勤務形態を整えたことの成果だと考えます。来年度も職員の働きやすい職場づくりに努めます。具体的には休憩時間60分間の完全確保を推奨します。

### (4) 職員のキャリアアップについて

これまで認定こども園花園保育園の運営実績が60年以上ありながらも、新たな施設展開を行うことができなかったため、施設長級やリーダークラスの職員が多数在籍しています。在籍する職員のためにも多数施設展開を行い、キャリアアップの道筋を更に整えていきます。

また、保育に関する研修以外にも保護者と接する職員に対して接遇マナー研修を受講させるなど、保育以外の面でも保護者に選ばれる園づくりをしていきます。管理者には管理者向けの研修を受講させることで、職員間の教育体制の強化、ミドルからの教育改革にも努めます。

## 専決事項一覧

No.	事案	専決者	理事長		業務執行理事		備考
			専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	
1	「業務執行理事及び施設長の任免」を除く職員任免		○		○		
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○		○		
3	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの		○		○		法人運営に重大な影響があるものを除く
4	設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの		○		○		
5	建設工事請負や物品納入等の契約のうち次に掲げるような軽微なもの (1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 (2) 施設設備の保守管理、物品の修理等 (3) 緊急を要する物品の購入等		○		○		なお、専決できる契約の金額及び範囲は次のとおりとする 工事又は製造の請負 250万円以下 食料品、物品の買入 160万円以下 その他 100万円以下
6	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分		○		○		法人運営に重大な影響があるものを除く
7	損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄		○		○		法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
8	予算上の予備費の支出		○		○		
9	利用者の日常の処遇に関する事		○		○		
10	利用者の預り金の日常の管理に関する事		○		○		
11	寄付金の受け入れに関する決定		○		○		法人運営に重大な影響があるものを除く
12	その他理事会及び評議員会で承認された事項に関する事		○		○		